

関係各位

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課長

保育士等キャリアアップ研修におけるeラーニング等の取扱いについて（通知）

このことについて、本県での保育士等キャリアアップ研修におけるeラーニング等（以下「eラーニング等」という。）の取扱いを下記のとおりとします。

これに併せて、「鹿児島県保育士等キャリアアップ研修指定要綱」を別紙のとおり改正したので通知します。

記

1 本県で認めるeラーニング等の実施手法・要件について

(1) オンライン研修（リアルタイム配信（双方向通信））

インターネットによりリアルタイムで配信される講義を視聴する研修であって、双方向通信により講師や受講者間でやり取りが可能な研修

ア 実施要件

（ア）Web会議システム等を使用した双方向通信によるものに限る。

（イ）原則、集合研修及び各園での受講のみとする。^{※1}

（ウ）研修実施主体が、身分証による受講者の本人確認及び受講状況・態度等の確認（以下「本人確認等」という。）を研修の実施場所又はWeb上で直接実施すること。^{※2}

（エ）受講にあたって利用するパソコンは1人1台とするが、研修実施主体が本人確認等を研修実施場所で実施する場合はこの限りではない。

（オ）演習については、グループ討議を含むなど、通常の集合研修と同等の効果が得られるものであること。

※1 園で受講できないやむを得ない事由がある場合に限り、自宅での受講を認める。

※2 施設長等による受講証明等は実施主体による確認とは認めない。

(2) オンライン研修（録画配信）

インターネットを利用し、録画された映像を視聴する研修

ア 実施要件

次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 集合研修及び各園での受講のみとする。

(イ) 研修実施主体が、研修の実施場所で本人確認等を現地で直接実施すること。^{※3}

(ウ) 演習については、グループ討議を含むなど、通常の集合研修と同等の効果が得られるものであること。

※3 施設長等による受講証明等は実施主体による確認とは認めない。

(3) オフライン研修（DVD等視聴）

インターネットを利用せずに、DVD等の媒体に録画された映像を視聴する研修

ア 実施要件

上記1(2)アに同じ。

2 鹿児島県保育士等キャリアアップ研修指定要綱の改正について

上記1に示す実施要件等を確認するため、別紙のとおり各種様式を改正

3 その他

上記1に示す実施手法等以外による実施は、当面の間は認めないこととする。

【連絡先】

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課

幼保連携係 担当：愛甲

TEL：099-286-2148 FAX：099-286-5561

e-mail：youho@pref.kagoshima.lg.jp